

平成21年鈴鹿市監査公表第2号

地方自治法第242条第9項の規定により、住民監査請求の結果に基づく

措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表します。

平成21年2月4日

鈴鹿市監査委員 島村御風

鈴鹿市監査委員 菅原武

鈴鹿市監査委員 今井俊郎

※ 公表書は市政情報課にて閲覧できます。

鈴土第 1907 号  
平成 21 年 1 月 29 日

鈴鹿市監査委員 島村 御風 様  
鈴鹿市監査委員 菅原 武 様  
鈴鹿市監査委員 今井 俊郎 様

鈴鹿市長 川岸 光男



「市有財産（道路敷）に損害を与えたとして必要な措置を求める住民監査請求監査結果」の  
勧告に基づく措置について（通知）

平成 20 年 7 月 25 日付け鈴監第 104 号により勧告のあった標記のことについて、地方自治  
法第 242 条第 9 項の規定に基づき必要な措置を講じたので、下記のとおり通知します。

#### 記

##### 1 勧告事項

平成 21 年 1 月 31 日までに、金銭的処理も含めて、鈴鹿市市有財産条例および同規則並  
びに関係法令等に定める規定に基づき、適正に処理すること。

##### 2 措置内容

本件市有財産（道路敷）につきましては、道路管理の視点から慎重に検討してまいりま  
したが、「平成 19 年の申出書のとおり、土地の寄付を受ける手続きを進める。」との判  
断に至り、寄付について速やかに履行するよう必要な書類の提出を求めた。

なお、譲与する土地と寄付を受ける土地が隣接した同一形状の土地であったこと、寄付  
を受ける土地がすでに道路として利用されていること、及び寄付を受ける土地の面積の  
方が広いことから金銭的な処理は必要ないと判断しました。

これに基づき、道路管理者として関連道路敷地に関して必要な以下の措置を講じました。

- ① 平成 20 年 10 月 31 日に関係書類一式が整い、不動産登記法第 36 条及び第 37 条に基づ  
く所有権移転登記等の措置を開始した。
- ② 平成 20 年 12 月 15 日登記完了。

